

軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱い

いの町ほけん福祉課 令和3年11月

1.例外給付基本事項

要支援1、要支援2及び要介護1と認定された方（以下「軽度者」という。）については、自立支援に十分な効果を上げる観点から、その状態像から見て使用が想定しにくい一部の福祉用具（以下「対象外種目という。）は原則として算定することができません。

また、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については、要介護2・3の方も軽度者の扱いとなり原則として算定できません。

対象外種目
<ul style="list-style-type: none">・車いす及び車いす付属品・特殊寝台及び特殊寝台付属品・床ずれ防止用具及び体位変換器・認知症老人徘徊感知器・移動用リフト（つり具部分を除く）・自動排泄処理装置（要支援1・2 要介護1・2・3の方） （尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）

ただし、種目ごとに一定の状態にある人については、例外的に、保険給付の対象として福祉用具貸与の算定が可能となります。福祉用具貸与の算定が可能となる状態像や、可否の判断基準については次のページの表1を参照してください。

★注意★

①直近の認定調査において、基本調査の結果が次ページの表1「可否の判断基準」に該当している場合は、福祉用具貸与の算定が可能です。

「軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認依頼書」（以下「確認依頼書」という。）

→ **提出不要**

② ①に該当しない場合でも、所定の要件を満たす場合、福祉用具貸与の算定が可能です。

「確認依頼書」

→ **提出必要 ※詳しくは3ページをご覧ください。**



表1

対象外種目	状態像	可否の判断基準
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	①日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 歩行「3. できない」
	②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	(ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断) ※
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	①日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 起き上がり「3. できない」
	②日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	①日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者	
	①意思の伝達、記憶・理解のいずれかに支障がある。	①基本調査3-1 意思の伝達「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または基本調査3(2~7) 記憶・理解のいずれか「2. できない」 または基本調査3-8~基本調査4(1~15) 問題行動のいずれか「1. ない」以外 その他主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	②移動において全介助を必要としない。	①基本調査2-2 移動「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	①日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 立ち上がり「3. できない」
	②移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査2-1 移乗「3. 一部介助」または「4. 全介助」
	③生活環境において段差の解消が必要と認められる者	(ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断) ※
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	①排便が全介助を必要とする者	①基本調査2-6 排便「4. 全介助」
	②移乗が全介助を必要とする者	①基本調査2-1 移乗「4. 全介助」

※ア②、オ③については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護(介護予防)支援事業者が判断します。→「確認依頼書」の提出必要

2.基本調査の結果では例外給付の対象とならない場合

平成19年4月1日から、表1の対象とならない者についても、次の3つの要件を満たすことで福祉用具貸与の算定が可能となります。

(1) 医師の医学的所見により、次の表2の i) ~ iii) のいずれかに該当すると判断していること。

表2

- | |
|--|
| i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の状態像に該当するもの (例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象) |
| ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに表1の状態像に該当することが確実に見込まれる者 (例 がん末期の急速な状態悪化) |
| iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の状態像に該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避) |

※医学的な所見が確認できる書類の様式については、特に定めはありません。介護支援専門員等が、医師から確認した内容をケアプランに記載することで、医学的な所見が確認できる書類の提出を省略することができます。

(2) 介護支援専門員等がサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要と判断していること。

(3) 上記(1)(2)について、町に「確認依頼書」を提出し、町から確認を受けていること。

確認依頼書の添付書類

- ・ 認定情報
- ・ サービス担当者会議の記録
- ・ 居宅サービス計画書1表・2表または介護予防サービス支援計画書
- ・ 主治医の意見書または診断書または医師の医学的所見を記載した書類



3.結果通知について

(1) ~ (3) の要件を満たしていることについて町が確認し、貸与の可否について指定居宅介護(介護予防)支援事業所あてに通知します。

福祉用具貸与の算定は、原則として「確認依頼書」の提出受付日以降に可能となりますので、貸与開始前に「確認依頼書」を提出してください。ただし、末期がん患者の急な退院等により早急な対応が必要な場合等は、事前にご連絡をお願いします。

4.その他注意事項

(1) 新規申請、更新申請・区分変更申請中で認定結果ができる前に福祉用具の貸与を考えている場合

新規申請中や、更新申請・区分変更申請中で認定結果がでていない場合、暫定ケアプランにおいて、福祉用具貸与を位置付けるにあたり、主治医の医学的所見及びサービス担当者会議等で福祉用具の必要性が判断される場合は、「確認依頼書」の提出をお願いします。

明らかに要介護2以上（自動排泄処理装置については要介護4以上）の認定結果が想定させる場合には「確認依頼書」の提出は必要ありません。

(2) 「確認依頼書」の再提出について

①利用者に新たに種目の異なる福祉用具の貸与が必要な場合等、「確認依頼書」の内容に変更が生じた場合、再度提出をお願いします。

②すでに福祉用具を利用している軽度者の方が、認定更新申請等の結果、軽度と認定されて、引き続き利用する場合は再度提出をお願いします。

※認定結果ができる前に提出することも可能です。（1）を参照してください。

(3) 確認期間について

確認期間は、介護認定の有効期間終了日までとなります。

(例)

確認依頼書提出（令和3年9月15日提出）



【認定有効期間】

令和3年9月1日から令和4年8月31日までの方

保険者が適正であると確認



確認期間 令和3年9月15日から令和4年8月31日まで

福祉用具貸与開始



認定更新申請後、軽度と認定されて、引き続き福祉用具を利用する場合には、「確認依頼書」を再提出する。

